

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間について



熊本地方法務局では、次のとおり「子どもの人権110番」強化週間が実施されます。

- 実施日時等
  - 期間：令和3年8月27日から9月2日までの7日間
  - 時間：午前8時30分から午後7時まで  
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 「子どもの人権110番」専用相談電話 フリーダイヤル 0120-007-110 ゼロゼロなのひゃくとおぼん
- 相談担当者：人権擁護委員・法務局職員
- 相談内容：いじめ、暴力、虐待、体罰等子どもをめぐる様々な人権問題
- 相談内容についての秘密は厳守されます。



なお、熊本地方法務局では、本強化週間以外についても、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで、同じ専用相談電話で相談に応じられています。

問合せ先 福祉課 人権センター ☎ 72-2031

## 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」について



熊本県では、ハンセン病回復者及びそのご家族の相談及び支援を目的に、一般社団法人熊本県社会福祉会に委託して、令和2年4月1日に「りんどう」が開設されました。

令和元年11月に回復者とそのご家族を対象に、厚生労働省が創設された補償金制度の受付が開始されています。是非ご利用ください。

回復者やご家族のこんな相談・支援も行なわれています。

- 初めての医療機関を受診したい
- 証明書を取りに行くとき立ち会ってほしい
- 病院受診の相談にのってほしい
- 具合が悪くなった時に頼れる人がいない
- 家族補償制度を知りたい
- 介護サービスを利用したい
- 相続のことで悩んでいる
- 郵便物を受け取ってほしい



■ 開所日時：毎週、月～金曜日 午前9時から午後4時まで  
ただし、土曜日・日曜日、祝祭日は休業

■ 電話：096-365-7606

■ ホームページ：<http://kumarindou-csw.com/>

問合せ先 福祉課 人権センター ☎ 72-2031

## 小学校及び中学校への就学について



山都町教育委員会では、就学する小学校及び中学校を児童・生徒の住所により指定を行います。しかし、諸事情により指定された学校の変更を希望する場合は、変更の申し出をすることができます。変更の申し出ができる内容は下記のとおりです。申し出の内容を教育委員会で協議し、判断します。変更を希望する場合は、役場教育委員会 学校教育課までお早めにご相談ください。

項目	変更を希望する内容	適用期間	受付期間
居住に関するもの	区域外へ転居し、引き続き転居前の学校へ通学したい場合	学期末日まで (小6・中3の場合、年度末日まで)	随時
	区域外に居住し、概ね1年以内に区域内に居住をすることが確実な場合	転居までの期間	随時 (売買契約書・賃貸契約書等添付)
家庭環境によるもの	保護者の就労等により、下校後保護者等が不在で、区域外にある親類の家もしくは、勤務先から通学させることを希望する場合	小学校卒業まで	随時
	保護者が病気療養等により、区域外の家庭に保護されている場合	必要な期間	随時 (診断書等添付)
教育的配慮によるもの	特別支援学級へ通学を希望する場合で、区域内に該当する学級がない場合	卒業まで	随時
	指定校において、児童生徒の関係で深刻な悩みを持ち、学校における十分な指導にもかかわらず、転校の希望があり、就学校を変更することで当該児童生徒の心的負担の軽減や登校状況が改善されると予測される場合	卒業まで	随時 (校長からの意見書等添付)
	慢性疾患等により、長期的定期的に通院治療を必要とするため、病院の最寄りの就学区域外への就学を希望する場合	教育委員会が認めた期間	随時 (診断書等添付)
	就学指定校が複式学級の可能性があり、近隣の単式学級の学校での教育を希望し、教育委員会が相当であると認めた場合	入学から卒業まで	学校指定の通知(12月発送予定)を受けた日から10日以内 ※希望する場合は、9月末までに教育委員会へご連絡ください。
その他	上記の他、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合	教育委員会が認めた期間	随時

問合せ先 教育委員会 学校教育課 ☎ 72-0443